

## 5月18日記者会見 市長あいさつ・説明

令和2年5月18日 午前11時～  
佐久市議会棟 全員協議会室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、佐久市議会より神津議長にご同席いただいております。

これは、この後の議案でご説明申し上げますが、私、副市長、教育長の給与月額を減額する議案を提出していく考えですが、議会より議長、副議長及び議員の報酬月額について、減額するお考えが示されたことによります。

私から議案の説明に入ります前に、神津議長からごあいさつをお願いいたします。

【 神津議長 あいさつ 】

神津議長ありがとうございました。

それでは、これより「令和2年佐久市議会第2回臨時会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げます。

はじめに、今回提出する議案でございますが、**資料1**のとおり、専決処分報告1件、条例案3件、予算案3件、合計7件でございます。

時間の制約もございますので、7議案の概要を申し上げますので、よろしく願いいたします。

最初に、**資料1**の1ページをご覧ください。

議案第57号、「専決処分の報告」は、佐久市税条例と国民健康保険税条例の一部改正、令和元年度の一般会計及び、特別会計の補正予算の専決処分について、議会に報告し、承認を求めるものであります。

併せて、4月24日及び30日付けで専決処分いたしました、令和2年度一般会計の新型コロナウイルス感染症関連の補正予算も同様であります。

条例関係につきましては、いずれも、本年度の税制改正による、地方税法等の一部改正に伴うものであります。

はじめに、佐久市税条例の一部改正ですが、主な改正点は、次の3点であります。

1点目は、個人市民税に関し、給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合、その旨の記載を不要とするなどの規定の整備を行ったものであります。

2点目は、固定資産税・都市計画税につき、地方税法で課税標準の特例措置が廃止等されたことに伴い、所要の規定の整備を行ったものであります。

3点目は、市たばこ税に関し、輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等をする場合の課税免除の要件につきまして、地方税法の改正と同様の規定の整備を行ったものであります。

次に、佐久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、国保税の課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直しを

行ったもので、具体的には、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額は16万円から17万円に引き上げ、また軽減判定所得基準額については、5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5千円に、2割軽減の対象となる世帯においては、同じく51万円から52万円に、それぞれ引き上げたものであります。

以上、2つの条例は、いずれも、根拠法であります「地方税法等の一部改正法」が本年3月31日に公布されたことに伴い、同日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に2ページをご覧ください。

3 から 11 ですが、3月31日付けで専決処分させていただいた令和元年度一般会計補正予算（第14号）と8つの特別会計の補正予算であります。

次に3ページをご覧ください。

令和元年度一般会計補正予算（第14号）は、歳入歳出予算の総額から4億8,082万5千円を減額し、総額を518億

1, 839万9千円にしようとするものであります。

歳入は、地方交付税をはじめ、各種交付金、国・県の補助金、市債などの確定に伴うもので、歳出は、主に事業費の確定に伴う精算的な補正であります。

このほか、歳入及び歳出の確定等に伴い、財源の調整ができましたことから、取り崩した基金への繰戻し、また、今後の事業実施に備え、減債基金および各特定目的基金へ積立てを行っております。

次に4ページをご覧ください。

「歳入」の専決補正で、主なものを申し上げます。

1 款の市税は、法人市民税、固定資産税などの滞納繰越分など、調定見込額の増による増額であります。

1 5 款の国庫支出金は、プレミアム商品券関係補助金、公立小中学校の情報通信ネットワーク整備にかかる補助金など、事業の確定による減額であります。

1 9 款の繰入金は、財源状況を勘案して、減債基金繰入金を5億円繰り戻すほか、事業費の確定等に伴い各特定目的基金へ繰戻しを行うことなどによる補正であります。

次に6ページをご覧ください。

「歳出」の専決補正で、主なものを申し上げます。

総務費の財政管理費は、財源状況を勘案して、減債基金へ5億円の積立て、同じく行政改革推進事業費は、公共施設等適正管理推進基金へ4億4千4百万円の積立てであります。

次に8ページをご覧ください。

教育費の小学校施設整備事業費は、小・中学校施設整備基金へ1億円の積立てであります。

次に9ページをご覧ください。

債務負担行為補正は、事業費の確定に伴う、「期間」及び「限度額」の変更3件であります。

次に10ページをご覧ください。

地方債補正は、「限度額」の変更14件であります。

次に11ページをご覧ください。

特別会計は、国民健康保険特別会計など8会計の補正です。

主な補正内容は、一般会計と同様に、事業費の確定等による減額のほか、基金への積立てによる補正であります。

次に12ページをご覧ください。

以降は、新型コロナウイルス感染症関連の内容となります。

令和2年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、850万円を追加し、総額を526億3,685万円にしようとするものであります。

次に13ページをご覧ください。

「歳入」の専決補正で、主なものを申し上げます。

11款の地方交付税は、普通交付税の増額であります。

18款の寄付金は、市内に立地された企業から4月16日付けで寄附をいただきました「新型コロナウイルス感染症対策のための」寄附金1,000万円のうち、寄附者にご相談させていただく中で、400万円を予算化させていただいたものであります。

次に15ページをご覧ください。

「歳出」の専決補正で、主なものを申し上げます。

総務費の企画調整費は、大型連休期間中の県域を越えた移動を抑制するキャンペーン（「39（サンキュー）STAY キャンペーン」）に係る、帰省を自粛していただいた学生への支援品及び事務費であります。

商工費の中小企業対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小企業等を支援する経営安定支援資金（緊急経済対策分）の拡充に係る利子補給金であります。

次に16ページをご覧ください。

債務負担行為補正は、「期間」及び「限度額」の変更1件です。

次に17ページをご覧ください。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に、101億3,960万円を追加し、総額を627億7,645万円にしようとするものであります。



次に18ページをご覧ください。

「歳入」の専決補正は、15款の国庫支出金の増額であります。

次に20ページをご覧ください。

「歳出」の専決補正で、主なものを申し上げます。

総務費の特別定額給付金給付事業費は、国の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計への支援として、市民一人あたり10万円を支給するための給付金及び事務費で、総額99億4,400万円であります。

民生費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、同じく、子育て世代に対し児童手当受給世帯の児童一人あたり1万円を支給するための給付金及び事務費であります。

商工費の商業振興事業費は、県と市が連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請に応じた事業者に対し、1事業所あたり、県20万円、市10万円の計30万円を協力金として支給するための、市の負担金であります。

専決補正予算は、以上です。

続きまして、条例案について申し上げます。

21ページをご覧ください。

議案第58号、「佐久市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化を考慮し、本年6月1日から令和3年3月31日まで、市長、副市長及び、教育長の給料月額の減額措置を実施しようとするものであります。

また、議会からの申入れに基づき、議長、副議長及び議員の議員報酬の減額措置を実施するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に22ページをご覧ください。

議案第59号、「佐久市税条例の一部を改正する条例の制定」は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の改正等が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

主な改正点は、22ページに記載のとおり、3つの税目にわたり、4点であります。

1点目と2点目は、個人市民税に係る寄附金税額控除の特例及び、住宅借入金等特別控除の特例に係る所要の規定の整備であります。

3点目は、設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税の特例措置について、その適用対象が追加されたことに伴い、追加対象の特別割合を定めるものであります。

4点目は、軽自動車に係る環境性能割の臨時的軽減を延長しようとするものであります。

次に23ページをご覧ください。

議案第60号、「佐久市国民健康保険条例及び佐久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に対し、傷病手当金の支給を行うため、必要な事項を定めるとともに、長野県後期高齢者医療広域連合が行う、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を、本市において行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、予算（案）について申し上げます。

24ページをご覧ください。

予算案は、一般会計1件、特別会計2件であります。

いずれも新型コロナウイルス感染症関連の補正予算であります。

議案第61号、令和2年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に、7億4,680万円を追加し、総額を635億2,325万円にしようとするものであります。

次に25ページをご覧ください。

「歳入」の補正で、主なものを申し上げます。

11款の地方交付税は、普通交付税の増額であります。

15款の国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び、生活困窮者自立支援費国庫負担金などあります。

18款の寄付金は、市内に立地された企業から寄附をいただきました「新型コロナウイルス感染症対策のための」寄附金1,000万円のうち、専決予算（第2号補正）で活用させていただいた残りの600万円を予算化させていただいたもので

あります。

19款の繰入金は、財政調整金の繰入であります。

21款の諸収入は、県からの委託を受け、新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検体採取を行う「佐久地域外来・検査センター」を市内に設置するための受託事業収入及び、長野県学校給食会からの学校臨時休業対策費補助金であります。

次に27ページをご覧ください。

「歳出」の補正で、主なものを申し上げます。

議会費の議会運営費は、市議会議員の皆様から申し出をいただきました議員報酬の減額であります。

また、総務費の総務管理給与費、教育費の教育総務給与費につきましても、それぞれ理事者給与の減額であります。

総務費の協働推進事業費は、既存の「佐久っと支援金」の仕組みを活用した新型コロナウイルス感染症対策に特化した新たなまちづくり活動支援金であります。

民生費の生活困窮者自立支援事業費は、休業等に伴う収入の減少により、家賃支払いに困り住居を失う恐れのある生活困窮者の家賃相当額を支給する経費などあります。

民生費のひとり親家庭への臨時特別給付金給付事業費は、子育て世代に対し児童一人あたり1万円を支給する国の特別給付金に加え、児童扶養手当受給者のひとり親家庭に対しまして、市独自に児童一人あたり1万円を支給するための経費であります。

衛生費の保健衛生事務費は、市内で新型コロナウイルス感染症のPCR検査の検体採取を行う「佐久地域外来・検査センター」について、佐久医師会の協力を得て設置・運営するための経費及び、感染症予防資材購入等に係る経費であります。

商工費の新型コロナウイルス感染症対策商工業支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けている市内の事業者等に対する市独自の支援策に係る経費であり、大きく3点ございます。

1点目は、「感染症の影響により売上げが減少している飲食業、宿泊業、旅行業等の事業者に、市独自の給付金を支給するための経費」であります。

2点目は、「テイクアウトやデリバリーに取り組もうとする事業者へ補助金を交付するための経費」であります。

3点目は、感染症の影響により落ち込んだ市内経済回復のため

め、「市内の店舗等で利用できる一人3千円分の『店舗等利用促進券』を全市民に配布するための経費」であります。

28ページをご覧ください。

**教育費**の子ども支援事業費は、臨時休校中の在宅学習支援に係る経費であります。

**教育費**の学校給食センター総務事務費は、3月からの小中学校臨時休校に伴う給食食材事業者への補助及び補償に係る経費であります。

次に29ページをご覧ください。

特別会計は、2会計の増額補正であります。

以上、資料1の第2回臨時会提出予定議案のご説明を申し上げます。

次に「佐久地域外来・検査センター」の開設について、ご説明を申し上げます。

**資料2**をご覧ください。

佐久市では、長野県の新型コロナウイルス感染症対策委託事業

として、「佐久地域外来・検査センター」を来週25日(月)、佐久市内に開設することといたしまして、設置費用、検査費用等の関係予算を21日開会の「令和2年佐久市議会第2回臨時議会」に上程いたします。

「佐久地域外来・検査センター」の開設にあたりましては、長野県が「新型コロナウイルス感染症外来・検査センター(仮称)設置事業費」として県内の20か所程度に同センターを設置するための予算を4月補正予算に計上し、また、5月1日に改正されました「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針」におきまして、同センターの設置等を推進することが明らかにされたことを受け、同日、長野県佐久保健所及び佐久地域振興局から佐久市に対しまして、委託事業として同センターの設置検討の依頼を受けたところでございます。

これを受け、佐久市では、佐久地域における外来検査センターの設置方法及び検査体制の構築に関し、専門的見地からの意見を佐久医師会に求め、併せて佐久保健所との協議を進め、開設に向けて取り組んでまいりました。

今回開設いたします「佐久地域外来・検査センター」の概要でございますが、1の「設置概要」に示してございますとおり、



佐久医師会が主体となり検査業務等を実施し、事業対象区域は、長野県の方針に基づき佐久広域圏内の11市町村でございます。

実施方法は、2の「来所者動線イメージ」でお示ししてございますが、受診者、医療スタッフまた施設設置区域においても感染リスクが少ないドライブスルー方式によるPCR検査とし、開設期間は、10月末までの予定としております。

開設日は、毎週、月・水・金の3日間、受診件数は一日当たり7人から最大で20人を見込んでおります。

事業規模としては、医師、看護師、現場事務員等の人件費のほか、検査費用、設置経費等、総額で3千5百万円を見込んでおります。

次に、3の「検査体制イメージ」をご覧ください。

今回の外来検査センターは、かかりつけ医からの完全予約制としており、受診希望者は、かかりつけ医の事前受診を必ず受けて頂く必要があります。

また、医師の判断により、中症者・重症者と診断された場合は、従前のおり保健所を経由した帰国者・接触者外来による検査を受けていただき、軽症者と診断された方が、外来・検査センターにおいて検体採取をしていただくこととなります。

採取した検体は、同センターが委託する民間検査機関で検査し、結果については、本人及びかかりつけ医に報告されることになります。

なお、設置場所につきましては、受診希望者の直接の来所を避けるため、非公開とさせていただきます。

以上が、佐久地域外来・検査センターの概要でございますが、今回の設置にあたりましては、準備期間が短い中、検査業務等を受託していただく佐久医師会、岡田会長はじめ会員の先生方、及び医師会事務局の多大なるご理解とご協力があったからこそ、開設にこぎつけることができたことを申し添えます。

以上、資料2の「佐久地域外来・検査センター」の開設について、ご説明を申し上げます。

次に「佐久市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策パッケージ」について、ご説明を申し上げます。

**資料3**をご覧ください。

これは、市民の皆さんの生活支援、事業者の皆さんの事業活動支援について、市が進めてきた、またこれから進めていく緊急経済対策についてまとめたものであります。

さらには、国、県、他の機関が主体となって進める対策についても、特に市民や事業者の皆さんに密接に関わり合うものを掲載し、事業主体がどこかに関わらず、市の皆さんがスピード感を持って活用できるパッケージとしてまとめております。

これは、5月21日に予定する臨時議会にお願いする補正予算の内容までを、予定として反映したものとなっており、今後の状況の変化や国・県の制度改正などに応じて、事業内容の変更や必要な事業の追加を行おうとするものであります。

以上、資料3の「新型コロナウイルス感染症経済対策パッケージ」について、ご説明を申し上げます。

私からの説明は以上です。